

外国出身者向け

燕市生活ガイドブック

Tsubame City Resident's Guide

2026年4月改訂
燕市

もくじ

1. 燕市へようこそ！	3
2. 緊急のとき	4
(1) 災害に備える	
(2) 救急・消防への通報	
(3) 警察への通報	
3. 医療・保健.....	9
(1) 市内の医療機関	
(2) 休日夜間の診療	
(3) 健康づくり	
4. 各種届出	12
(1) 出生、死亡、結婚、離婚、転入・転出	
5. 生活	13
(1) 自治会について	
(2) ごみの分別、出し方について	
(3) 公営住宅	
6. 子育て・教育.....	14
(1) 保育園・こども園・幼稚園	
(2) 児童クラブ・なかまの会	
(3) 子育てサポート	
(4) 子どもの遊び場	
(5) 小学校・中学校	
7. 仕事	16
(1) 仕事をする前にチェックすること	
(2) 就職	
8. 税金	17
(1) 市税	
9. 国民健康保険・国民年金.....	18
(1) 国民健康保険	
(2) 国民年金	
10. 介護保険	19
(1) 介護保険	
11. 広報.....	20
(1) カタログポケット	
12. その他の相談窓口	21
(1) 入国・在留・帰化	
(2) 在留資格や仕事、教育、医療、福祉など生活全般の相談や情報提供	
(3) 日本語教室、外国人交流会の開催など	

1. 燕市へようこそ！

あなたの国には四季がありますか？

日本は、春、夏、秋、冬で気温や景色が変わる国です。それぞれに美しい景色や、おいしい食べ物があるので、あなたのお気に入りの季節を探してみてください。

日本は島国ということもあり、日本語以外の言語が通じにくいですが、でも、燕市に住んでいる人はとても心が温かいので、もしあなたが日本語を上手に話すことができなくても、あまり心配する必要はありません。あなたの知っている日本語とジェスチャーなどで、話しかけてみてください。

少しずつでも、日本語の勉強をがんばってくださいね。

このガイドブックは、あなたの生活に役立つものです。分からないことがあったら、このガイドブックを見てください。それでも分からないことがあれば、それぞれの項目に載っている電話番号に電話をしてみてください。近所の人や、友だちに聞いてみるのもいいでしょう。働いている人は、職場の人に聞いてください。

日本には「Osusowake」という文化があります。これは、自分のものだけにしないで、他の人と共有するというものです。近所の人と仲良くなったり、新しい友達が増えたりして、あなたの知り合いが増えると、困った時に助けてもらえたり、「Osusowake」してもらえたりするかもしれません。あなたの生活をより快適にするために、知り合いを増やしてください。

私たちは、あなたが燕市を好きになってくれることを願っています。

2. 緊急のとき

(1) 災害にそなえる ●問合せ 燕市役所 防災課 電話 0256-77-8381

日本では、地震・大雨・洪水・大雪などの自然災害が発生することがあります。いつ発生してもあわてずに行動できるよう、普段から災害について考え、準備しておきましょう。

■備蓄品を用意しましょう

大きな災害が発生すると、電気・ガス・水道が止まったり、お店で食べ物や生活用品が買えなくなったりすることがあります。いざというときに困らないよう、下記のものなどを用意し、家に置いておきましょう。

- ・水と食べ物(非常用として3日分は用意しましょう)
- ・衣類やタオルなどの生活用品
- ・普段ないと困るもの(あなたが必要と思うもの)

■燕市からの情報発信

大きな災害が発生したとき、また災害が起こる可能性があるときは、燕市から下記的手段で災害の情報や避難の情報などをお知らせします。

【緊急情報配信手段一覧】

防災つばめ〜ル	・事前に登録が必要です 【登録方法】「insert-mail@city-tsubame.jp」に空メールし、返ってくるメールの指示に従って登録してください ・本ガイドブックにない言語の方は、新潟県国際交流協会のメールマガジンに登録してください 【URL】 https://www.niigata-ia.or.jp/mm/
緊急速報メール (エリアメール)	・対応機種であれば、登録は不要です
燕市公式ウェブサイト	・燕市の公式ウェブサイトでは、緊急情報を配信します 【URL】 https://www.city.tsubame.niigata.jp/
燕市公式 X (旧ツイッター)	・市からの緊急情報を配信します 【アカウント】@koho_tsubame
燕市公式 LINE	・トーク画面から「洪水・土砂災害ハザードマップ」のページを確認できます 【アカウント名】燕市【ID】@koho-tsubame 友だち登録してください 登録時にカテゴリー「防災情報」と「感染症情報(新型コロナ)」を選択してください
防災行政無線	・市内の屋外に設置しているスピーカーから放送します ・放送が聞き取れないときは、次の電話番号で確認できます 【電話】0256-77-8303(放送後24時間以内、日本語のみ)
ラジオ (燕三条 FM 放送)	・燕三条 FM 放送(FM76.8MHz)では、災害時は緊急情報を優先して放送します (日本語のみ)

■外国人向け災害時情報提供アプリ「**safety tips**」をご利用ください(利用は無料)

緊急地震速報・津波警報・気象特別警報・避難情報など14ヶ国語で通知する災害情報提供アプリです。情報提供のほか、災害時の避難方法をわかりやすく示したフローチャートやコミュニケーションカード、情報収集に便利なリンク集などを提供しています。

【対応言語(14ヶ国語・15言語)】

英語、中国語(簡体字・繁体字)、韓国語、日本語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語、クメール語、ビルマ語、モンゴル語

■洪水・土砂災害ハザードマップ

ハザードマップは、あなたが住んでいる場所や職場などが、大雨のときにどのような危険があるのかを確認するためのマップです。避難所の場所を確認することもできます。

「燕市ハザードマップ」

■避難所を確認しましょう

避難所とは、災害のときに危険から命を守るために逃げる場所で、その後に家に住めない人が一時的に滞在する場所です。家の近くにある避難所の場所と、避難所への道のりを確認しておきましょう。

●燕市内の避難所一覧

燕市にある避難所は「指定避難所」と「予備避難所」の2種類があります。

「指定避難所」とは、災害時に優先的に開く避難所です。「予備避難所」とは、指定避難所が使えないときなどに開く避難所です。

【燕地区の指定避難所】

番号	避難所の名前	住所
1	燕東小学校	燕市新町1-26
2	小高保育園	燕市小高1593
3	燕市役所燕庁舎	燕市白山町2-7-27
4	燕中学校	燕市秋葉町4-8-71
5	燕西小学校	燕市東太田7936
6	中央公民館	燕市水道町1-3-28
7	西燕保育園	燕市花見414-1
8	燕南小学校	燕市殿島1-4-21
9	南公民館	燕市南6-1-1
10	燕北小学校	燕市東太田1680
11	藤の曲公民館	燕市新栄町131
12	小池小学校	燕市柳山2131
13	小池中学校	燕市道金1095-1
14	燕市民体育館	燕市大曲3015
15	大関小学校	燕市大曲605
16	小中川小学校	燕市花園町32-1
17	燕北中学校	燕市三王淵1940
18	川前公民館	燕市中川597-1
19	旧松長小学校	燕市舘野1204

【吉田地区の指定避難所】

番号	避難所の名前	住所
20	吉田北 体育文化センター	燕市佐渡山4130-1
21	吉田北小学校	燕市米納津4297-1
22	吉田総合体育館	燕市吉田本所176-1
23	吉田小学校	燕市吉田弥生町1-1
24	吉田 ふれあいセンター	燕市吉田中町5-20
25	吉田公民館	燕市吉田大保町22-1
26	吉田産業会館	燕市吉田東栄町14-12
27	吉田南小学校	燕市吉田6126
28	吉田武道館	燕市吉田旭町4-1-22
29	粟生津 体育文化センター	燕市粟生津623-1

【分水地区の指定避難所】

番号	避難所の名前	住所
30	分水総合体育館	燕市分水向陽1-2
31	分水小学校	燕市分水学校町1-7-1
32	分水福祉会館	燕市上諏訪10-16
33	分水公民館	燕市分水新町2-5-1
34	分水北小学校	燕市中島1299-1
35	四箇村 ふれあい館	燕市溝37-1
36	国上勤労者 体育センター	燕市国上3492-1
37	島上小学校	燕市横田301

【燕地区の予備避難所】

番号	避難所の名前	住所
38	東児童センター	燕市燕611
39	燕こども園	燕市白山町1-9-15
40	西小児童クラブ	燕市東太田3056
41	燕勤労者 体育センター	燕市秋葉町4-11-25
42	つぼみ保育園	燕市秋葉町4-10-40
43	燕市文化会館	燕市水道町1-3-28
44	西燕児童館	燕市花見633-2
45	燕南こども園	燕市南3-1-20
46	藤の曲保育園	燕市新栄町131
47	新潟県立 燕中等教育学校	燕市灰方815
48	小池公民館	燕市柳山1580
49	大曲八王寺 保育園	燕市八王寺740
50	燕勤労者総合 福祉センター	燕市大曲3015
51	児童研修館 こどもの森	燕市大曲3355
52	小中川公民館	燕市又新1115
53	スポーツランド燕	燕市小牧837-1
54	三方崎保育園	燕市関崎19
55	小中川児童館	燕市小古津新19-1
56	松長公民館	燕市館野300-2

【吉田地区の予備避難所】

番号	避難所の名前	住所
57	吉田北保育園	燕市佐渡山4130-1
58	吉田中学校	燕市吉田文京町1-1
59	勤労青少年ホー ム	燕市吉田本所178-1
60	よしだ保育園	燕市吉田浜百町20- 14
61	吉田児童セ ンター	燕市吉田大保町23-6
62	新潟県立 吉田高等学校	燕市吉田東町16-1
63	粟生津小学校	燕市粟生津657
64	粟生津保育園	燕市粟生津623-1

【分水地区の予備避難所】

番号	避難所の名前	住所
65	新潟県立 分水高等学校	燕市笈ヶ島104-4
66	分水中学校	燕市分水向陽1-0
67	信濃川大河津 資料館	燕市五千石
68	吉田寺	燕市渡部1195
69	国上農村環境 改善センター	燕市長辰7550-2
70	あおい保育園	燕市中島1208
71	分水児童館	燕市分水あけぼの 1-1-91
72	島上農村環境 改善センター	燕市横田301-2
73	島上保育園	燕市横田534

■まわりの人と協力しましょう

大きな災害のときは、1人ではできないことが多いため、まわりの人との助け合いが重要になります。普段からのコミュニケーションを大切に、災害時に協力し合えるような関係を築きましょう。

- ・日頃から近所の人とあいさつを交わしたりして、付き合いを広げておきましょう
- ・働いている会社、通っている学校の人たちとも交流を深めましょう
- ・会社や学校などで通訳担当者や外国人担当者がある場合は、いつでも連絡が取れるようにしておきましょう
- ・自治会や地域で行う行事や防災訓練は交流を図るチャンスですので、自ら進んで参加しましょう

(2) 救急・消防への通報 ●問合せ 燕・弥彦総合事務組合 消防本部 電話 0256-92-1119

火災や救急車が必要なときは、「119」へ電話をしてください。

電話をすると「119 番消防です。火事ですか？救急ですか？」と聞かれますので、通信員の質問に対して落ち着いて答えてください。なお、近くに日本人がいる場合は電話を代わってください。

また、携帯電話からの通報時は GPS 機能によりおおまかな現在地(通報場所)が特定されますので、GPS 機能を ON にしてください。

■火災の場合(例)

①火事であることを伝える。火事の場所を知らせる。

「火事です。場所は〇〇市〇〇町〇〇番地です」

※場所が不明な場合は目印となる建物を伝える。

②何が燃えているか、逃げ遅れがいるのかなどを伝える。

「〇〇から出火しています。逃げ遅れはいません」

■救急車が必要な場合(例)

①救急車の出動をお願いする。救急車が必要な場所を知らせる。

「救急です。場所は〇〇市〇〇町〇〇番地です」

※場所が不明な場合は目印となる建物を伝える。

②具合の悪い人の年齢と性別を伝える。

「救急車が必要なのは、〇歳の男性(女性)です」

※患者が複数名いる場合は、先に人数を伝える。

③具合の悪い人の症状を伝える。

「〇〇が痛くて動けません」「〇〇から出血しています」「発熱と嘔吐がつづいています」など

■119 番通報時の三者間同時通訳サービスについて

燕市では、2020 年 4 月 1 日より「119 番通報時に電話通訳センターを介した三者間同時通訳による多言語対応が導入されました。24 時間対応です。

【対応言語】英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語を含む 32 言語
救急車が必要かどうか迷うときは、次の「訪日外国人のための救急車利用ガイド」を参考にしてください。

「訪日外国人のための救急車利用ガイド」(リンク先:総務省消防庁)

【対応言語】英語、中国語、韓国語、イタリア語、フランス語、タイ語、ベトナム語、タガログ語、ポルトガル語、ネパール語、インドネシア語、スペイン語、ビルマ語、クメール語、モンゴル語

(3) 警察への通報 ●問合せ 燕警察署 電話 0256-94-0110

事件や事故が起きたときや目撃したときは、慌てないで「110」へ電話をしてください。

■伝えること

・何があったか「交通事故なのか、泥棒なのか、ケンカなのか」など

・いつ「いま、〇時〇分頃、〇日前、〇週間前

・どこで「場所は、〇〇町です。〇〇の近くです」

・誰が「犯人は、〇〇色の上着を着た〇歳くらいの男です」

「ナンバー〇〇〇〇の〇〇色の車が〇〇方向に逃げた」

・あなたの名前、住所、電話番号を伝える

・警察官から聞かれたことに答える

※緊急でないときは、燕警察署や近くの交番、駐在所へ連絡してください

3. 医療・保健

(1) 市内の医療機関 ●問合せ 燕市役所 健康づくり課 電話 0256-77-8182

燕市内には、病院やクリニックがあります。具合が悪いときや怪我をしたときは、我慢をしないで、早めに受診をしてください。

日本では、外国人を含むすべての人が健康保険に加入することになっており(外国人の場合は、在留期間が3ヶ月を超える場合)、医療費の1割～3割の負担で受診することができます。

新潟県内の医療機関をGPSを使って探すことができます。(日本語での表示のみ)

「[にいがた医療情報ネット](#)」

(2) 休日夜間の診療

休日や夜間でも具合が悪くなったときは、次の場所で受診をすることができます。我慢をしないで、健康保険証やマイナ保険証などを持って早めに受診をしてください。

けがや急病で緊急に病院に行く必要がある場合は迷わず119番に通報し救急車を要請してください。

■休日在宅当番医

医療機関に連絡をしてから出かけてください。

・診療時間:午前9時～午後5時(受付時間は医療機関により異なる場合があります)

※休日当番医は燕市の公式ウェブサイトを確認してください。

※分からないときは、燕・弥彦総合事務組合消防本部に聞いてください。電話:0256-92-1119

■西蒲原地区休日夜間急患センター

・住所:新潟市西蒲区巻甲4363(巻税務署の向かい)

・電話:0256-72-5499

・診療科目:内科・小児科・歯科

(内科・小児科は内科医と小児科医のいずれかが当番で診療をしています。症状によっては対応できない場合もあるため、受診の際は事前にお電話でご相談ください。)

・休日診療:日曜日・祝日・年末年始 午前9時～午後4時30分

・夜間診療:毎日午後7時～午後9時30分(内科・小児科のみ)

■県医師会応急診療所

・住所:三条市興野1-13-67(新潟県三条地域振興局のとなり)

・電話:0256-32-0909

・診療科目:内科・小児科・外科・整形外科

・休日診療:日曜日・祝日・お盆・年末年始 午前9時～正午、午後1時～午後4時30分

土曜日 午後2時～午後4時30分

・夜間診療:毎日午後7時～午後9時30分

■新潟県立吉田病院

・住所:燕市吉田大保町32番14号

・電話:0256-92-5111

・診療科目:内科

・受付時間:毎月第3土曜日 午前9時～午後4時

■AI 救急相談アプリ

急な病気やケガの時にどうするべきか迷ったらチャットで相談できます。

「燕市健康・医療・子育て LINE」を友達登録すると便利です。

LINE友だち追加から利用開始までの流れ



(3) 健康づくり

〔子どもの健康づくり〕

①母子健康手帳 ●問合せ 燕市役所 子育て応援課 電話 0256-77-8186

妊娠したら母子健康手帳が交付されます。病院からもらう妊娠届出書を持って、市役所で母子健康手帳をもらってください。

この母子健康手帳は生まれてくるお子さんの大切な記録です。母子健康手帳をもらうときに、医療機関の妊産婦健診や歯科健診にかかるお金が安くなる券がもらえます。

■交付について

・交付場所:燕市役所 子育て応援課(1階 17・18番窓口)

・持ってくるもの:①妊娠届出書

②あなたの個人番号通知カードまたはマイナンバーカード(個人通知カード)

③あなたの加入保険資格情報がわかるもの(マイナ保険証、資格確認証など)

④あなた名義の通帳またはキャッシュカード

⑤あなたの本人確認ができるもの(パスポートなど)

②乳幼児健診 ●問合せ 燕市保健センター(子育て応援課母子保健チーム) 電話 0256-92-6815

あなたのお子さんの健康状態を確認します。ここでは、子育ての心配なことが相談できます。日時や持ち物は、お手紙でお知らせします。

■健診の種類:4か月児健診、6か月児健診、10か月児健診、1歳児歯科健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、2歳6か月児歯科健診、3歳児健診

お子さんの健康や子育てについて、助産師・保健師・栄養士による健康相談をご利用ください

相談窓口の場所

●燕市保健センター(燕市吉田大保町 25-15)

子育て応援課 母子保健チーム 電話 0256-92-6815

●燕市役所

子育て応援課(1階 17・18番窓口)

妊娠からの子育て相談コーナー(1階 20番窓口) 電話 0256-77-8224

③子どもの予防接種 ●問合せ 燕市役所 健康づくり課 電話 0256-77-8182

あなたのお子さんが病気にならないための注射です。注射の種類によって受ける年齢や回数などが違います。法律で決まっている予防接種は、無料で受けることができます。対象の人には、お手紙でお知らせします。医療機関で受けてください。その他の予防接種は、一部自己負担があります。お手紙での案内はいきません。接種時期などについては、燕市の公式ウェブサイトをご覧ください。

■法律で決まっている予防接種の種類

5種混合(ジフテリア、百日せき、破傷風、不活化ポリオ、ヒブ)、ヒブ(インフルエンザ菌 b 型)、BCG、麻しん風しん混合、日本脳炎、水痘、B 型肝炎、ロタウイルス感染症、二種混合(ジフテリア、破傷風)、ヒトパピローマウイルス感染症、RS ウイルス感染症

■その他の予防接種

インフルエンザワクチン(予防接種を受ける日に、あなたのお子さんが生後 6 か月～高校 3 年生相当の場合)

〔大人の健康づくり〕

④各種健診・予防接種 ●問合せ 燕市役所 健康づくり課 電話 0256-77-8182

燕市では、市民の健康を守るためにさまざまな検診や予防接種、健康相談を行っています。健診(検診)は種類によって実施時期や受診できる人や自己負担額が違います。

また、予防接種の種類によって、対象や自己負担額が違います。

■健診の種類:健康診査、胸部レントゲン検診、胃がんバリウム検診、胃内視鏡検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、骨粗しょう症検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診、胃がんリスク検診

■予防接種の種類:インフルエンザワクチン(65 歳以上・国が定めた人)
高齢者肺炎球菌ワクチン(65 歳・国が定めた人)
新型コロナワクチン(65 歳以上・国が定めた人)
带状疱疹ワクチン(50 歳以上)

保健師・栄養士による健康相談をご利用ください

相談窓口の場所

●燕市保健センター(燕市吉田大保町 25-15) 電話 0256-93-5461

4. 各種届出

(1) 出生・死亡・結婚・離婚、転入・転出・転居

●問合せ 燕市役所 市民課 電話 0256-77-8128

燕市役所での各種届出についてご案内します。

夫婦ともに外国籍の場合の各種届出(出生・死亡・結婚・離婚)については、国籍によって異なりますので、自国の大使館・領事館へお問い合わせください。

自国で証明された書類については、必ず翻訳者の住所・氏名を記載した日本語訳文を添付してください。

転入・転出・転居届の受付時間は月曜日～金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までです。

住所を変更する本人以外が来庁する場合、委任状が必要となる場合があります。

このようなとき	各種届出	主に必要なもの
赤ちゃんが生まれたとき	出生届	<ul style="list-style-type: none"> ・出生届(出生証明書) ・母子健康手帳 ※両親ともに外国籍の場合は、出生届を提出した後、生まれた子どもの在留資格の取得が必要です
本人・家族が死亡したとき	死亡届	<ul style="list-style-type: none"> ・死亡届書(死亡診断書) ・在留カード等(死亡者の確認のみ。返納は在留管理庁へ)
結婚するとき ※夫婦ともに外国籍の場合は自国の大使館・領事館等にお問い合わせください	婚姻届	<ul style="list-style-type: none"> ・婚姻届書(証人欄に成年者 2 名の署名 ※押印は任意) ・婚姻要件具備証明書(大使館・領事館で発行) ・出生証明書 ・国籍証明書(パスポート) ※証明書ごとに日本語訳文を添付 ・在留カード等 ※国籍により必要なものが異なりますので、お問い合わせください
離婚するとき ※夫婦ともに外国籍の場合は自国の大使館・領事館等にお問い合わせください	離婚届	<ul style="list-style-type: none"> ・離婚届出書(証人欄に成年者 2 名の署名 ※押印は任意) ・国籍証明書(パスポート) ・その他 ※離婚の種別により必要なものが異なりますので、お問い合わせください
市外から引越してきたとき	転入届	<ul style="list-style-type: none"> ・在留カード等 ・パスポート ・マイナンバーカード(持っている場合) ・転出証明書(前住所地の市区町村長が発行したもの) ・委任状(本人が窓口に来れない場合)
市外へ引越するとき	転出届	<ul style="list-style-type: none"> ・在留カード等 ・マイナンバーカード(持っている場合) ・委任状(本人が窓口に来れない場合)
市内で引越したとき	転居届	<ul style="list-style-type: none"> ・在留カード等 ・マイナンバーカード(持っている場合) ・委任状(本人が窓口に来れない場合)

5. 生活

(1) 自治会について ●問合せ 燕市役所 総務課 電話 0256-77-8312

■自治会とは

自治会とは、地域に暮らす人たちが助け合い、お互いの立場を理解し、地域生活をより良いものとするために活動を行っている団体のことです。

現在、燕市には200を超える自治会が組織されています。地域では、自治会を中心に祭りや環境美化、防犯活動など、地域づくりやコミュニティ活動が自主的に行われています。

自治会活動やボランティアなどに参加し、人と人との交流を大切にしてください。

(2) ごみの分別・出し方について ●問合せ 燕市役所 生活環境課 電話 0256-77-8167

可燃ごみ、不燃ごみは、家庭用ごみ指定袋(有料)に入れて出してください。あなたの国のルールと違うので、日本のルールをしっかりと守ってください。家庭用ごみ指定袋は、スーパーやコンビニエンスストアなどで買うことができます。

ごみ出しは次の3つのルールを守ってください。

- ・決められた日の朝8時までに出しましょう
- ・決められたものだけを出しましょう
- ・決められた場所へ出しましょう

※ルールを守らずに出されたごみは収集できませんので、十分注意してください

※可燃ごみと不燃ごみを混ぜて捨てることはできません

※ごみは、道路や畑などの屋外に捨ててはいけません

■ごみ収集カレンダーについて

ごみ収集日は、住んでいる場所によって異なります。収集のスケジュールは「カタログポケット」で多言語化配信していますので、ご利用ください。

「燕市ごみ収集カレンダー」

(3) 公営住宅 ●問合せ 燕市役所 営繕建築課 電話 0256-77-8287

公営住宅(県営・市営住宅)は、所得が一定基準以下で、住宅に困っている人を対象としています。

公営住宅の入居の募集は、市報「広報つばめ」や燕市公式ウェブサイトに掲載されます。

住宅に困っていることなどの入居資格がある人が申し込めます。

※ 公営住宅に入居後は、順番に班長等の役割があるため、日常的な会話や読み書き、文書の内容が理解できるなど、一定程度の日本語能力が必要です。

6. 子育て・教育

(1) 保育園・こども園 ●問合せ 燕市役所 こども未来課 電話 0256-77-8222

お父さんやお母さんが仕事をしていたり、病気などで子どもと一緒にいられないときに、小学校に入るまでの年齢の子どもを預かる施設です。

預けるためには手続きをしなければなりません。また、預けるためには、お金がかかります。

(2) 児童クラブ・なかまの会(小学生を放課後などに預かる施設)

●問合せ 燕市役所 学校教育課 電話 0256-77-8705

放課後や夏休みなどに、お父さんやお母さんが仕事をしている家庭の小学生や、お父さんやお母さんが病気などで子どもと一緒にいられない家庭の小学生を預かる施設です。

預けるためには手続きをしなければなりません。預けるためには、お金がかかります。

(3) 子育てサポート ●問合せ 燕市役所 こども未来課 電話 0256-77-8222

■子育て支援センター

子どもを育てていて心配なこと、迷っていること、困っていることなどを相談できる施設です。利用するための手続きはいりません。利用するためにお金はかかりません。親子で参加できるイベントも実施しています(参加費がかかることがあります)。

【燕市内の子育て支援センター】

施設名	住所	電話
燕市子育て総合支援センター「すくすく」	燕市吉田日之出町 1-1 燕市民交流センター内	0256-77-8551
西燕保育園子育て支援センター	燕市花見 414-1 西燕保育園内	0256-63-6259
燕南こども園子育て支援センター	燕市南 3-1-20 燕南こども園内	0256-63-3786
燕こども園子育て支援センター	燕市白山町 1-9-15 燕こども園内	0256-63-6206
分水児童館子育て支援センター	燕市分水あけぼの 1-1-91 分水児童館内	0256-97-2126
燕市児童研修館子育て支援センター	燕市大曲 3355 児童研修館こどもの森内	0256-61-1551
吉田児童センター子育て支援センター	燕市吉田大保町 23-6 吉田児童センター内	0256-92-8200
地域子育て支援センターきらら	燕市吉田東栄町 34-10 きららおひさまこども園内	0256-78-7804
地域子育て支援センターにこにこ	燕市吉田西太田 704 きららにこにこ保育園内	0256-78-8025
認定こども園真学園ピヨピヨひろば	燕市灰方 726 認定こども園真学園内	0256-63-4055
子育て支援センターよちよちトコトコ	燕市井土巻 228 認定こども園ぎんなん保育園内	0256-64-7166
子育て支援センター心にこっと	燕市笈ヶ島 1210-1 分水パステル保育園内	0256-98-2023

子育て支援センターぴよぴよ保育室	燕市四ツ屋 596 認定こども園第二泉こども園内	0256-64-4500
------------------	-----------------------------	--------------

■一時保育、ファミリー・サポート・センター

子どもを育てている人が急に病気になったときやケガをしたとき、子育ての疲れを解消したいときなどに利用できるサービスです。利用するためには手続きをしなければなりません。利用するためには、お金がかかります。

■こども誰でも通園制度

保育園に通っていない子どもが、月に10時間まで保育園に通うことができる制度です。他の子どもと遊んだり保育士にみてもらい、アドバイスがもらえます。利用するためには、お金がかかります。

(4) 子どもの遊び場 ●問合せ 燕市役所 こども未来課 電話 0256-77-8225

■児童館

子どもとお父さん、お母さんが自由に利用できる施設です。おもちゃや遊具で遊んだり、本を読んだりできます。利用するためにお金はかかりません。いろいろなイベントも実施しています(参加費がかかることがあります)。

【燕市内の児童館一覧】

施設名	住所	電話
小中川児童館	燕市小古津新 19-1	0256-66-5559
東児童センター	燕市燕 611	0256-64-5373
西燕児童館	燕市花見 633-2	0256-61-5000
杉名児童館	燕市杉名 65-2	0256-64-2746
児童研修館こどもの森	燕市大曲 3355	0256-61-1551
吉田児童センター	燕市吉田大保町 23-6	0256-92-8200
分水児童館	燕市分水あけぼの一丁目 1 番地 91	0256-97-2126

(5) 小学校・中学校 ●問合せ 燕市役所 学校教育課 電話 0256-77-8211

外国籍の子どもも、小学校・中学校に通学して学ぶことができます。外国籍の子どもが安心して学べるように支援しますので、いつでもご相談ください。

7歳から12歳の子どもは小学校で学ぶことができます。

13歳から15歳の子どもは中学校で学ぶことができます。

小学校、中学校ともに4月に始まり、3月でおわります。

日本の小学校・中学校は「義務教育」といい、授業料や教科書代などは無償です。学校で使用する教材、通学用品などにはお金がかかります。この負担が困難な場合は、一定の条件に該当すれば、市の援助を受けることができます。

7歳から15歳の子どもがいる場合は、燕市に転入する手続きのときにご案内します。

7. 仕事

(1) 仕事をする前にチェックすること

許可された在留資格の範囲内で、日本で活動(仕事)することが認められています。

■在留資格によって認められている範囲

- ①「文化活動」「短期滞在」「留学」「研修」「家族滞在」⇒原則として就労が認められていません。
- ②「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」⇒就労活動に制限はありません。
- ③上記以外 ⇒在留資格に定めてある範囲内で就労できます。定められた範囲外の就労活動をしたいときは、資格外活動許可が必要です。

(2) 就職

■公共職業安定所(ハローワーク)

就労可能な在留資格者で、就職を希望する外国人に対して、職業の相談、職業紹介、雇用保険の給付、公共職業訓練の斡旋をしています。

巻公共職業安定所(ハローワーク巻)

場所:新潟市西蒲区巻甲 4087

電話:0256-72-3155

受付時間:午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分(土曜日・日曜日・祝日を除く)

(雇用保険適用・求人申込窓口の受付時間は、午前 8 時 30 分～午後 4 時)

8. 税金

- (1) 市税 ●問合せ 税金に関すること…燕市役所 税務課 電話 0256-77-8142
納税に関すること…燕市役所 収納課 電話 0256-77-8152

日本に居住する外国人にも税金を納める義務があります。税金には、国税と地方税がありますが、ここでは地方税のうち、燕市に直接納める義務のある税金を紹介します。

■市民税・県民税

毎年1月1日時点で、市内に住所がある人に、前年の1月1日から12月31日までの1年間の所得に応じて課税されます。税額を計算するため、「市民税・県民税申告書」の提出が必要です。

ただし、所得税の確定申告をした人や給与所得のみの人で、勤務先から市役所に「給与支払報告書」が提出されている人は、原則として提出の必要はありません。

■固定資産税

毎年1月1日時点で、市内に土地・家屋・償却資産を所有している人に課税されます。

■軽自動車税

毎年4月1日時点で、バイクや軽自動車などを所有している人に課税されます。

■国民健康保険税

国民健康保険の加入者のいる世帯の世帯主に課税されます。

■納税について

市税を納付するには、金融機関および燕市役所の窓口で納付する方法のほか、口座振替、コンビニ、スマホアプリ、QRコードで納付する方法があります。

納期限内に納付されない場合は、督促手数料及び延滞金が発生することがあります。

また、支払うべき市税などが支払われていない場合は、在留期間の更新申請などが許可されないことがあります。

納付が困難な場合は、納税相談を随時行っていますので、お問い合わせください。

9. 国民健康保険・国民年金

(1) 国民健康保険 ●問合せ 燕市役所 保険年金課 電話 0256-77-8132

日本では、安心して医療が受けられるように、外国人を含むすべての人が健康保険に加入することになっています(外国人は、日本で在留期間が 3 ヶ月を超える場合)。健康保険に加入することによって、被保険者や、その家族が病気やけがをしたときに、医療給付や手当金をもらうことができます。

後期高齢者医療(75 歳以上の人)、職場の健康保険に加入している人、生活保護を受けている人以外は、市の国民健康保険に加入することになります。

■以下の場合には届出が必要です

【国民健康保険に加入するとき】

- ・ほかの市町村から転入してきたとき
- ・職場の健康保険をやめたとき
- ・職場の健康保険の扶養家族からはずれたとき
- ・子どもが生まれたとき
- ・生活保護を受けなくなったとき
- ・外国人で住民票が作成されたとき(在留期間が 3 ヶ月を超えるなど)

【国民健康保険をやめるとき】

- ・ほかの市町村に転出するとき
- ・職場の健康保険に加入したとき
- ・職場の健康保険の扶養家族になったとき
- ・国民健康保険加入中の人が亡くなったとき
- ・生活保護を受け始めたとき

【その他】

- ・同じ市町村内で住所が変わったとき
- ・世帯が分かれたとき
- ・世帯が一緒になったとき
- ・世帯主や氏名が変わったとき
- ・保険証や資格確認書をなくしたとき

(2) 国民年金 ●問合せ 燕市役所 保険年金課 電話 0256-77-8136

年金は、年をとったときや障がい者になったときなどに、お金が給付される制度です。外国人を含む日本に住む人で、20歳以上60歳未満の人は、年金制度への加入が義務付けられています。

■主な公的年金の種類

①国民年金

- ・第1号被保険者：自営業、学生など(厚生年金や共済組合に加入していない人)
- ・第2号被保険者：厚生年金に加入している会社員や公務員など
- ・第3号被保険者：会社員や公務員(第2号被保険者)に扶養されている配偶者

【国民年金保険料】

2026年度(2026年4月～2027年3月分) 月額17,920円

2027年度(2027年4月～2028年3月分) 月額18,290円

②厚生年金

第2号被保険者が、国民年金にプラスして加入する年金です。あなたが働いている会社が手続きを行います。保険料は、会社が半分を負担してくれます。

■社会保障協定

母国の年金に加入している人は、日本か母国のいずれか一方の年金制度に加入すれば良い場合があります。対象となる国は、以下の24カ国です。(2026年4月現在)

ドイツ/イギリス/韓国/アメリカ/ベルギー/フランス/カナダ/オーストラリア/オランダ/
チェコ/スペイン/アイルランド/ブラジル/スイス/ハンガリー/インド/ルクセンブルク/
フィリピン/スロバキア/中国/フィンランド/スウェーデン/イタリア/オーストリア

■脱退一時金制度

年金が給付される前に母国に帰る場合は、支払ったお金の一部を受け取れることがあります。

10. 介護保険

(1) 介護保険 ●問合せ 燕市役所 長寿福祉課 電話 0256-77-8177

外国人を含む40歳以上のすべての人は、介護保険に加入し、保険料を納めることが義務付けられています(外国人は、日本での在留期間が3ヶ月を超える場合)。

介護保険に加入することにより、介護が必要になったときに費用の一部(1～3割)を負担することで、介護サービスを利用することができます。

介護サービスを利用するには、要介護認定の申請を行い、「介護や支援が必要である」と認定される必要があります。

■介護保険料

○65歳以上の人

- ・本人と家族の所得などに応じて決まります

○40歳～64歳の人

- ・加入する医療保険によって異なります

11. 広報

(1) カタログポケット ●問合せ 燕市役所 広報秘書課 電話 0256-77-8363

広報紙「広報つばめ」やゴミ収集カレンダー、つばめ子育てガイドなどの紙面の情報を「カタログポケット」で配信しています。

■「カタログポケット」とは

電子ブック化された情報をスマートフォンやタブレット、パソコンから無料で閲覧することができます。音声読み上げ機能や多言語翻訳機能があり、ブラウザかアプリからご利用いただけます。

■配信中のコンテンツ

- ・広報つばめ
- ・洪水・土砂災害ハザードマップ
- ・ごみ収集カレンダー
- ・観光パンフレット
- ・外国出身者向け燕市生活ガイドブック
- ・議会だより
- ・つばめ子育てガイド
- ・燕市ものづくりガイドブック

■多言語化翻訳アプリ「カタログポケット」(利用は無料)

【対応言語(10言語)】日本語、英語、中国語(簡体字、繁体字)、韓国語、タイ語、ポルトガル語(ブラジル他)、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語

「カタログポケット」はこちらからご覧いただけます。

<https://www.catapoke.com/search/?keyword=%E7%87%95%E5%B8%82>



アプリインストール



iOS



Android

12. その他の相談窓口

(1) 入国・在留・帰化 ●問合せ 入国・在留…入国管理局 新潟出張所 電話 025-275-4735
帰化…新潟地方法務局 三条支局 電話 0256-33-1375

外国人は出入国審査、日本に住む場合の在留手続など、様々な手続きが必要です。

入国や在留に関する、いろいろな手続きの詳しい説明や各種申請書の記入例などは、出入国在留管理庁のウェブサイトにもとめられています。

「出入国在留管理庁」

■入国

外国人が日本の領域に入ることを「入国」といいます。

入国には有効な旅券(パスポート)が必要で、入国港では入国審査官が旅券(パスポート)、査証(ビザ)が有効か、日本国内での活動が法律に定める在留資格に合っているかどうか、上陸の拒否事由に該当していないかなどをチェックします。

■在留

日本に在留する外国人は、入国審査のときに与えられた在留資格、在留期間を守って活動する必要があります。

在留中に在留資格の変更、在留期間の更新、資格外の活動を行う場合は最寄りの地方出入国在留管理局で手続きをしなければなりません。

■帰化

外国人が日本国籍を取得する方法に「帰化」という手続きがあります。

帰化の申請は本人が住んでいる地域の法務局で行います。手続きは次のようになります。

・相談

法務局に電話をして予約を取りましょう

受付時間は、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までです

ここで、自分が帰化申請できるかどうか、どのような書類が必要かなどを相談します

・申請書作成・添付書類の収集

申請書類には、様式が決まっているものもあります

必要な書類は本人の国籍その他条件により異なりますので、法務局に相談してください

・申請

必ず本人が申請します(代理は認められません)

ただし、申請する人が 15 歳未満の場合は、両親や後見人などの法定代理人が申請します

・調査

申請書が受付された後、本人や関係する人々に対して調査される場合があります

(2) 生活全般の相談や情報提供(在留資格、仕事、教育、医療、福祉など)

●問合せ 外国人相談センター(新潟県外国人総合相談センター内) 電話 025-241-1881

「外国人相談センター」は、外国にルーツを持つ人、その家族、関係者の皆さんの困りごとを多言語で相談できる無料相談窓口です。プライバシーは厳守されます。お気軽にご相談ください。

■内容

・在留資格、仕事、教育、医療、福祉など生活全般の相談や情報提供をしています

※公文書の翻訳や個人的・営利目的の通訳翻訳、通訳派遣は行っていません

・相談方法

予約不要、相談無料(通話料は相談者の負担となります)

来所 :新潟市中央区万代島 5-1 万代島ビル 2 階(朱鷺メッセ内)

電話 :025-241-1881

Email :nia10@niigata-ia.or.jp

オンライン相談 :希望する人は電話か Email で連絡してください

・窓口開設時間

月曜日から金曜日 午前 10 時～午後 5 時(相談受付は午後 4 時 30 分まで)

※土曜日・日曜日・祝日、年末年始は閉館

・各言語の通訳可能時間

	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜
日本語	10:00～ 17:00	10:00～ 17:00	10:00～ 17:00	10:00～ 17:00	10:00～ 17:00
中国語			10:00～ 17:00		
英語	10:00～ 17:00				10:00～ 17:00
フィリピン語	10:00～ 17:00				
タイ語		10:00～ 17:00			
ベトナム語		10:00～ 17:00			
ロシア語	10:00～ 17:00	10:00～ 17:00	10:00～ 17:00	10:00～ 17:00	10:00～ 17:00
その他の言語	10:00～17:00 電話通訳サービス・通訳ソフトなどで対応します				

※専門家による無料相談もあります。(教育、行政書士、弁護士、入管手続)

お問い合わせください。

(3) 日本語教室、交流会の開催など

●問合せ 燕市国際交流協会 電話 0256-77-9190

燕市国際交流協会では、燕市に住む外国人への各種支援事業を行っています。お気軽にお問い合わせください。

■語学講座の開催

日本語教室のほか、外国語(英語など)の講座を開講しています。

■交流会の開催

外国人と日本人が、お互いの理解を深め、言葉や文化、慣習など様々な情報を共有できる交流会を開催しています。

発行：燕市役所 地域振興課

燕市吉田西太田 1934 番地

電話：0256-77-8361

Email：chiiki@city.tsubame.lg.jp

Website：https://www.city.tsubame.niigata.jp/